

若年定年退職者給付金支払差止処分書

年 月 日

殿

（給付金管理者）

防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）

第27条の8第2項第2号の規定により、まだ支払われていない若年定年退職者給
第27条の12第1項
付金（以下「給付金」という。）の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分
書を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対してすることができる。
また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、こ
の処分の後の事情の変化を理由に、（※）に対してこの処分の取消しを申し立てる
ことができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書
を受けた日の翌日から起算して6月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務
大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6
月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の
取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日
から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、そ
の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起する
ことができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内で
あっても、その判決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの
訴えを提起することはできない。）。

（若年定年退職者の氏名）	
（退職年月日） 年 月 日	（退職年齢） 歳
（退職時の所属）	